

議案第 93 号

八潮市立保健センター設置及び管理条例及び八潮市立休日診療  
所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

八潮市立保健センター設置及び管理条例及び八潮市立休日診療所設置及  
び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

八潮市立保健センター及び八潮市立休日診療所の位置を変更する等した  
いため、この案を提出するものである。

八潮市立保健センター設置及び管理条例及び八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

(八潮市立保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 八潮市立保健センター設置及び管理条例(昭和55年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「八潮市八潮八丁目10番地1」を「八潮市中央一丁目2番地1」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表を削る。

(八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部改正)

第2条 八潮市立休日診療所設置及び管理条例(昭和55年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「八潮市八潮八丁目10番地1」を「八潮市中央一丁目2番地1」に改める。

第5条第1号中「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。ただし、第2条中八潮市立休日診療所設置及び管理条例第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。